

**令和5年度 川崎市健康福祉局所管
社会福祉法人指導監査実施方針及び重点事項について**

1 基本方針

少子高齢化の進展や、世帯構成の変化により福祉ニーズも多様化・複雑化し、多様な供給主体による福祉サービスが供給される中、公益性・非営利性を備えた社会福祉法人には、社会福祉事業にかかる福祉サービスの中核的な担い手として、地域福祉への貢献が求められています。

本市においても平成29年の法改正等の趣旨を踏まえ、本市が所管する社会福祉法人の自主性・自立性による運営を前提とした適切な運営の確保に向け、次のとおり令和5年度指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

① 定期指導監査

原則として3年に1回の実地監査を行います。ただし、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められず、会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は5年に1回まで、また、専門家による財務会計の支援を受けている法人については4年に1回まで延長することを可能とします。

なお、新たに設立・合併した法人に対しては、法人設立等の次年度に実地監査を行います。

② 随時指導監査

法人運営に問題があると認められる場合や、調査・確認などが必要と認められる場合には、随時、実地監査を行います。

(2) 特別指導監査

犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど、運営等に重大な問題を有する法人に対しては、特別に実地監査を実施します。

2 一般指導監査の重点事項

(1) 運営

ア 理事会、評議員会の決議の省略

理事会、評議員会を決議の省略で行う法人もあることから、決議の省略の手続きが適正に行われているかについて、重点事項として位置付け監査を行います。

(2) 会計

ア 年度ごとの予算と決算の乖離、決算額の推移

法人の運営状況を確認する観点から、各年度の予算額と決算額の乖離について確認します。乖離が大きい場合は補正予算を行っているかの確認を行います。また、各年度の決算額の推移を確認します。

イ その他（会計管理における社会福祉法人に特有の規制）

資金使途制限、資金の法人流出の禁止など法人運営において特に重要な事項で前年度に当課で行った集団講習会（オンライン配信）で取り上げた間違いの多い事項を重点事項として監査を行います。

3 一般指導監査事項

(1) 組織運営

ア 定款

- (ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、定款に基づき適切に法人運営が行われているか。
- (イ) 定款の変更が評議員会特別決議を経て行われているか。また、市の認可を受けて行われているか。

イ 評議員

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 欠格事由に該当する者、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者、暴力団等の反社会的勢力の者が選任されていないか。
- (ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事を超える数となっているか。
- (エ) 善管注意義務を果たしているか。

ウ 評議員会

- (ア) 法令、定款に基づき適切に開催されているか。
- (イ) 法に規定する事項及び定款で定める事項に限り決議されているか。
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成数が議決に必要な数以上となっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

エ 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、各評議員又は監事と特殊の関係にある者、欠格事由事項に該当する者、暴力団等の反社会的勢力の者が選任されていないか。
- (ウ) 定款に定める定数が選任されているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事の選任は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- (オ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (カ) 法令に定める委任できない事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (キ) 善管注意義務、職務を忠実に執行する義務を果たしているか。

オ 理事会

- (ア) 法令、定款に基づき適切に開催されているか。
- (イ) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について適正に審議されているか。
- (ウ) 理事長は、理事会の決定に基づき法人運営及び事業経営を行っているか（権限を越えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。
- (エ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (オ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (カ) 議事録の信憑性及び顛末の具体性が認められるか。

カ 監事

- (ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者、及び財務管理に識見を有する者が監事に選任されているか。
- (イ) 欠格事由に該当する者、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者、暴力団等の反社会的勢力の者が選任されていないか。
- (ウ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等に報告を行っているか。
- (エ) 理事会への出席義務を履行しているか。また、必要がある場合は理事会で意見を述べているか。

キ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

- ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。
- イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合除く。）又は収益事業に充てていないか。
- ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。
- エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

- (ア) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与又は担保に供していないか。
- (イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。
- (ウ) その他財産の株式投資又は株を含む信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されており、理事会の決定を受けて定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。
- (エ) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

- (ア) 経理規程及びその規則は、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づくもので、当該法人の実態に合ったものとなっているか。また、会計基準の定めるところにより適正に事務処理が行われているか。
- (イ) 経理規程に基づき、会計帳簿等を適正に整備・保存しているか。
- (ウ) 会計基準等に基づき、計算書類、附属明細書等を適正に整備・保存しているか。
- (エ) 不正経理防止のための内部牽制の確立（理事長による会計責任者、出納職員の任命等）

等、適正な経理事務を行っているか。

(オ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(カ) 財産の管理運用は安全確実な方法により行われているか。

(キ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(ク) 借入金の償還が確実になされているか。（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）

(ケ) 将来の施設整備等を見据えた計画的な積立がされているか。

(コ) 施設における利用者からの預り金管理が適正に行われているか。

エ 入札・契約手続

(ア) 経費の支出、契約の締結、その意思決定等に関する伺書、契約書、仕様書等の契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し保存されているか。契約関係書類を適正に整備・保管しているか。

(イ) 経理規程に定める金額を超える契約について、当該規程に基づく競争入札を執行しているか。

(ウ) 指名競争入札において指名する業者の選定について、合理的理由が存在するか。また、当該選定について理事会等（選定委員会等を含む。）の承認を得ているか。

(エ) 経理規程に基づく随意契約を締結するに際して、伺書等の意思決定に関する書類に随意契約を締結する合理的理由を付しているか。

(オ) 定款細則等で定める理事長専決事項の範囲を超える金額における契約の締結について、理事会の議決を経ているか。

(カ) 業務委託等の契約に際して、当該業務委託に係る仕様書を適正に作成しているか。

(キ) 業務委託等が完了した際の完了検査、履行確認等の検査・確認行為を行っているか。

オ 寄附受納

(ア) 寄附金品の受入れにあたっては、経理規程等に基づく適正な手続を行っているか。

(イ) 寄附金品申込書、寄附金品領収書（控）及び寄附金品台帳、いわゆる寄附の三点セットを適正に整備・保存しているか。

(ウ) 定款細則等で定める寄附金品の受入れに関する事項、法人運営に重大な影響がある事項（多額な金銭、不動産、高額な車両等の物品）等については、理事長の専決でなく、理事会の議決を経ているか。

(4) 情報開示

ア 社会福祉法及び関連する省令・通知に定める次の書類を法人のインターネットの利用により公表しているか。

(ア) 法人の定款

(イ) 報酬等の支給の基準を記載した書類

(ウ) 計算書類

(エ) 役員等名簿

(オ) 現況報告書

イ 社会福祉法の改正に伴い、法人に備え付けが必要な次の閲覧対象書類を整備、保管しているか。また、閲覧請求者の拡大に合わせた対応を行っているか。

- (ア) 法人の定款
- (イ) 計算書類
- (ウ) 計算書類の附属明細書
- (エ) 事業報告
- (オ) 事業報告の附属明細書
- (カ) 監査報告
- (キ) 財産目録
- (ク) 役員等名簿
- (ケ) 報酬等の支給の基準を記載した書類
- (コ) 現況報告書

ウ その他の法人情報についても、インターネットの利用により公表に努めているか。

(5) その他

ア 法人の関係者(評議員、理事、監事、職員等)に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。